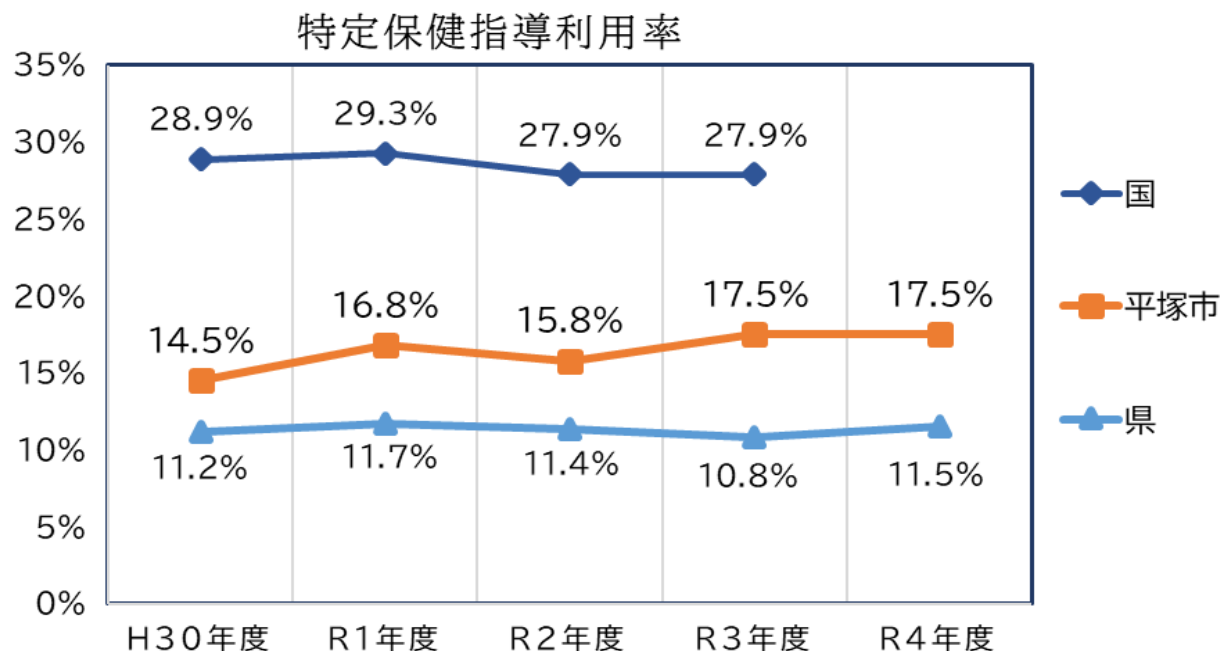


(2) 特定保健指導

目的	生活習慣病発症予防のための生活習慣の改善
概要	特定保健指導の判定基準により対象者を階層化し、案内を通知。 生活習慣を改善し内臓脂肪を減らすための保健指導を実施する。 未利用者には通知や電話による利用勧奨を実施する。
実施体制	専門事業者へ委託
利用率向上対策	人間ドック医療機関での特定保健指導実施 健診実施医療機関への協力依頼 市保健師による電話での利用勧奨



令和6年度
特定保健指導
利用率目標
18.5%

(3) 健診結果説明会

対象	特定保健指導の対象者以外の健診受診者
目的	自らの健康状態を自主的に考えるきっかけとなるよう知識供与し、生活習慣の見直しや継続受診につなげる。
令和5年度実施状況	・直営で6回開催、91人参加 終了後アンケート：次年度健診を必ず受けると答えた割合85.7% 学びを今後活用すると答えた割合96.7% ・委託によるセミナー（動画配信ありハイブリット型）1回開催、18人参加
令和6年度計画	◆健診結果説明会（見る・知る・わかる健診教室） 教室内容 ・講話：検査結果の見方、体の中で起きている変化について 日常生活で取り入れやすい生活習慣の改善方法について ・血圧測定、塩分摂取量チェックによる啓発 開催方法 ・公民館や保健センターを会場とし、年間5回開催予定 ・健診結果通知に案内を同封し周知 ◆動画配信による健診結果の見方について啓発（令和6年度予定）

(4) 糖尿病性腎症重症化予防事業

医師会、協力専門医療機関の協力のもと、健診結果から抽出した重症化リスクがある対象者に事業を案内し、重症化予防を図る。

	病診連携事業	健康相談
対象	血糖が高く腎機能の低下があり、対象者を選定する判定会において専門医療機関での受診が必要と判断された方	血糖が高い方または腎機能の低下が軽度で、病診連携の対象にならない方
目的	本人とかかりつけ医に対して、専門医療機関での診療や栄養指導を勧め、重症化予防を図ることで新規人工透析患者の割合を減少させる。	早期から保健師及び管理栄養士による保健指導を行うことで、糖尿病の進行を防ぎ、重症化リスクの軽減を図る。
実施状況	- 令和5年度対象者の専門医療機関受診率 18.8% - 専門医療機関受診者の翌年度の健診結果は、非介入群と比べると悪化が少ない。 - 医師会、専門医療機関の医師及び管理栄養士をメンバーとする連携会議を年間2回開催し、事業評価等を行う。	- 令和5年度対象者のうち健康相談利用率 21.2% - 相談利用者の翌年度の健診結果は、非介入群と比べると悪化が少ない。 - 終了時アンケート - 食べ方が変わった率 96.0% - 運動習慣が変わった率 70.0%

(5) 健診異常値放置者・生活習慣病治療中断者対策事業

対象

◆健診異常値放置者

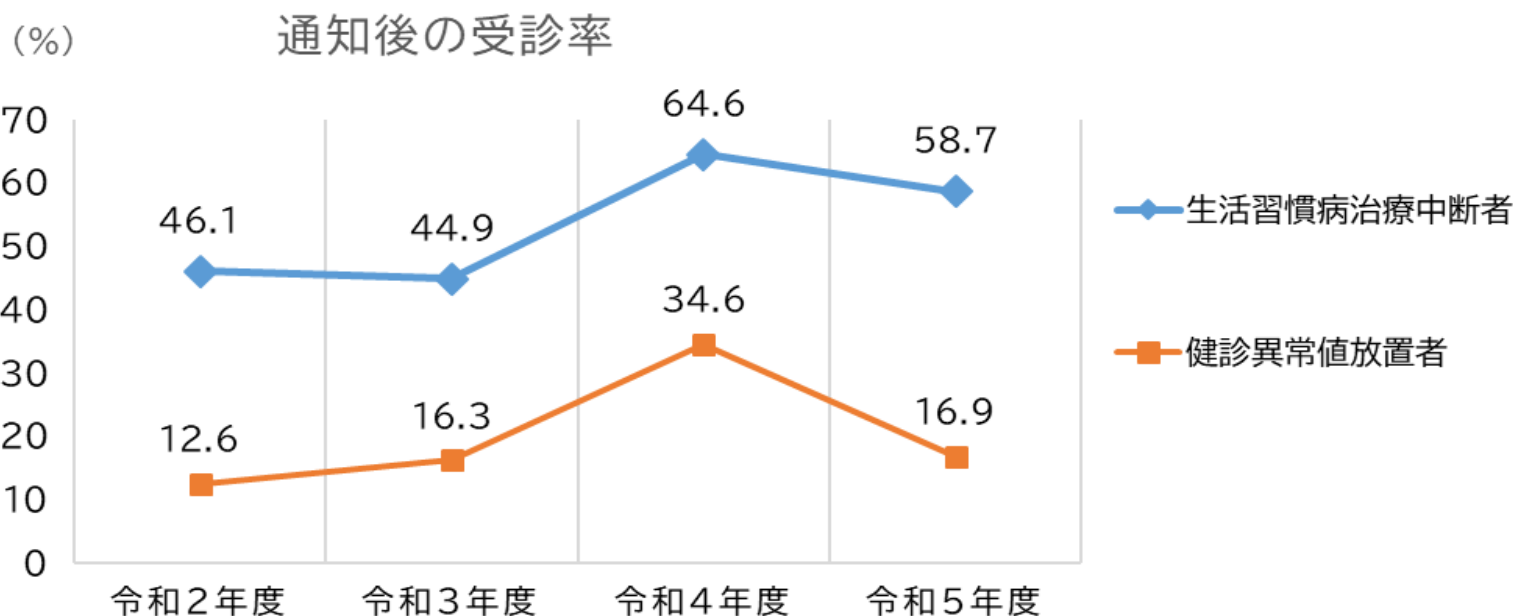
前年度の健診結果で、血圧・血糖値・脂質異常症の項目に異常値があるにも関わらず、その年度内に医療機関の受診が確認できない方

◆生活習慣病治療中断者

前年度のレセプトデータから、高血圧症又は糖尿病又は脂質異常症で定期受診していたが、その年度中に受診を中断していると判定した方

内容

前年度健診結果とレセプトデータを分析し対象者を抽出し、受診勧奨通知を送付。保健師が電話で受診勧奨及び保健指導を行い、重症化予防を図る。効果測定として、通知後のレセプトデータを確認し受診状況を把握。



(6) 重複・頻回受診者、重複・多剤投薬者対策事業

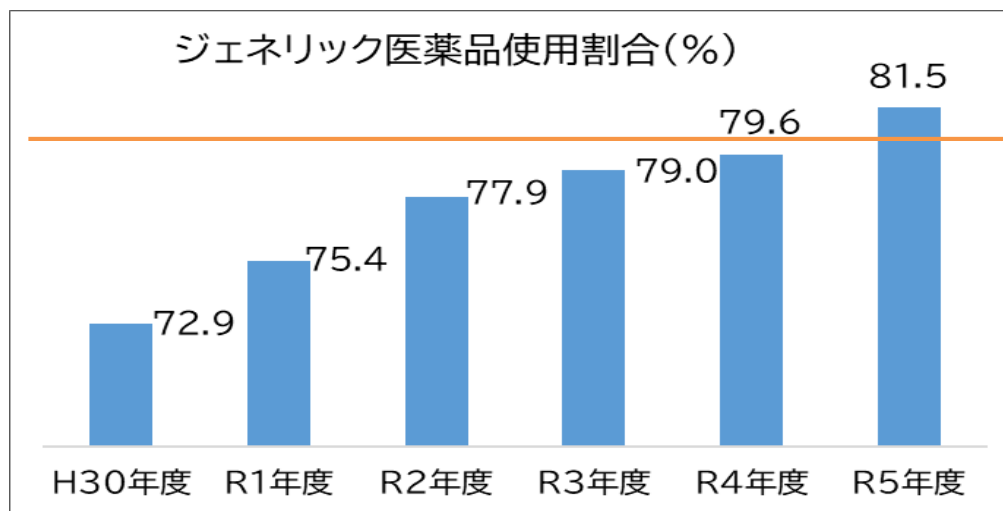
目的	薬の有効性の確保や副作用を防止し、被保険者の健康の保持及び医療費の適正化を図る。
対象	過剰受診や内服が疑われる被保険者のレセプトを確認し、必要な受診や内服ではないと判断した方 専門業者に委託し、前年度のレセプトデータを分析し、重複受診者、頻回受診者、多剤処方者、重複処方者を抽出 ※令和4年度までは「催眠鎮静剤・抗不安薬」又は「精神神経用剤」に限って直営で実施
内容	・該当者のうち、リスクの高い方を優先して適正受診、適正服薬のために医療機関や薬局への相談を促す通知を送付 ・よりリスクが高い方に対しては、薬剤師の訪問による指導や電話での保健指導を実施 ・通知後のレセプトデータを確認し効果測定を行う。

令和5年度実施状況

	指導者数(人)	改善者数(人)	改善率(%)
重複投薬者	178	110	61.8
多剤投薬者	138	52	37.7
重複受診者	5	1	33.3
頻回受診者	1	1	100

(7)ジェネリック医薬品利用促進、医療費通知の送付

	ジェネリック医薬品利用促進	医療費通知
目的	先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した際の自己負担額の差額を通知し、ジェネリック医薬品への理解度を高め医療費削減に努める。	医療費を通知し、被保険者に健康に対する意識や国民健康保険制度に対する理解度を高め医療費削減に努める。
対象	ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる医薬品の自己負担相当額が200円以上となる被保険者全員	被保険者全世帯
令和5年度	通知回数 3回(8月、12月、2月) 通知数 5,566通 効果額 6,538,776円(暫定値)	通知回数 2回(12月、2月) 通知数 59,216通



80%

国が定めた目標値 80.0%